

令和5年度 葬儀業務委託 仕様書

- 国立療養所星塚敬愛園(以下「園」という。)より葬儀の依頼があれば速やかに福祉課に出向き、以下の業務を行うこと。

1 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 祭壇設営及び遺体搬送業務

1) 福祉課男性職員の指示・立会いの下、以下の業務を行うこと。

① 遺族、自治会委員及び宗教関係者と葬儀の打合せ(通夜、葬儀の日程調整)

2) 以下の業務を行うこと

- ① 社員2名を配置し、祭壇の設営及び遺体を園内宗教会館へ搬送(宗教会館の開錠は福祉係が行う) 園外の医療機関で死亡された場合は、当該医療機関から当園まで搬送すること。
- ② 火葬場(きもつき苑)の予約
- ③ 住職の手配(死亡した入所者が元同愛会の場合のみ)
- ④ 市役所への死亡診断書の届出及び火葬許可の手続き(死亡診断書の記載は園職員が行う。)
- ⑤ ドライアイスの手配
- ⑥ 霊柩車の手配
- ⑦ 遺影の手配(遺影用の写真は福祉課で準備する)
- ⑧ 生花及び果物の手配、通夜の折の菓子、漬物の準備

(注意事項)

1) 上記⑥から⑧の代金は、園の支払いとする。

2) 祭壇及び棺は、園保管のものを使用すること。

3 仮通夜業務

仮通夜での弔問者の接待及び夜伽は社員2名で行うこと。

(8:30～17:15までは女性社員2名、17:15～翌8:30までは男性社員2名)

諸事情により、仮通夜業務が連続する場合があるので、余裕をもった人員配置を行うこと。

4 本通夜(前夜式)業務

1) 宗教関係者と打合せをし、本通夜(前夜式)の司会進行を行うこと。

2) 式終了後お茶が飲めるように机を配置すること。(園職員も協力して作業するので指示をすること。)

3) 男性社員2名及び女性社員2名を配置し、弔問者の接待を行うこと。

4) 夜伽業務は男性社員2名で行うこと。

5 葬儀業務

1) 葬儀の司会進行(宗教関係者との打合せを行う。補助者として男性社員2名、女性社員2名を配置すること。)

2) 遺族に棺持ち手がない場合は、その代行を行うこと。(園職員も協力するので指示をすること。)

3) 葬儀後の宗教会館の片付け・清掃を行うこと。

4) 必要な資機材等や弁当をバスに積み込むこと

5) 火葬場での接待業務を女性社員2名で行うこと。

ただし、歩行等の介助が必要な場合は園職員を配置する。

6 その他

1) 納骨堂への納骨の準備を行うこと。

2) 通夜、葬儀当日に宗教会館周辺の清掃を行うこと。

3) 受託者は、受託業務の全部を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう)を含む)に再委託することはできない。